

姫路市

定期報告を要する特定建築物、建築設備及び防火設備(案)

(1) 特定建築物

用 途		特定建築物	
		用途に供する規模等※1 (いずれかに該当するもの)	報告の時期
1	劇場、映画館又は演芸場	ア 床面積の合計 > 200 m ² イ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100 m ² ウ 3階以上の階の床面積の合計 > 100 m ² エ 建築物の階数が3以上で主階が1階以外にあるものうち、床面積の合計 > 100 m ² オ 建築物の階数が3以上で、客席部分※2の床面積の合計 ≥ 200 m ²	3年ごと 令和8年 6月～ 12月
2	観覧場※4、公会堂又は集会場	ア 床面積の合計 > 200 m ² イ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100 m ² ウ 3階以上の階の床面積の合計 > 100 m ² エ 建築物の階数が3以上で、客席部分※2の床面積の合計 ≥ 200 m ²	
3	病院、診療所※5、老人ホーム又は児童福祉施設等※6	ア 床面積の合計 > 300 m ² イ 床面積の合計 > 200 m ² で地階の床面積の合計 > 100 m ² ウ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100 m ² エ 3階以上の階の床面積の合計 > 100 m ² オ 2階の部分※2 (病院又は診療所にあつては、当該部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計 ≥ 300 m ²	
4	ホテル又は旅館	ア 床面積の合計 > 300 m ² イ 床面積の合計 > 200 m ² で地階の床面積の合計 > 100 m ² ウ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100 m ² エ 3階以上の階の床面積の合計 > 100 m ² オ 2階の部分※2の床面積の合計 ≥ 300 m ²	3年ごと 令和9年 6月～ 12月
5	下宿、共同住宅又は寄宿舎 (サ高住等※7を除く)	6階以上の階の床面積の合計 > 100 m ²	
6	共同住宅 (サービス付き高齢者向け住宅に限る。)又は寄宿舎 (サ高住等※7に限る。)	ア 床面積の合計 > 200 m ² で地階※2の床面積の合計 > 100 m ² イ 建築物の階数が3以上で地階※2の床面積の合計 > 100 m ² ウ 3階以上の階※2の床面積の合計 > 100 m ² エ 2階の部分※2の床面積の合計 ≥ 300 m ²	

7	学校又は次のうち学校に付属するもの (体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場)	ア 床面積の合計 > 2,000㎡ イ 床面積の合計 > 200㎡で地階の床面積の合計 > 100㎡ ウ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100㎡ エ 3階以上の階の床面積の合計 > 100㎡	3年ごと 令和7年 6月～ 12月 (令和7 年度のみ 7月～1 2月)
8	次のうち学校に付属しないもの(体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場)	ア 床面積の合計 ≥ 2,000㎡※3 イ 床面積の合計 > 200㎡で地階の床面積の合計 > 100㎡ ウ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100㎡ エ 3階以上の階の床面積の合計 > 100㎡	
9	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業(物品加工修理業を含む)を営む店舗	ア 床面積の合計 > 500㎡ イ 床面積の合計 > 200㎡で地階の床面積の合計 > 100㎡ ウ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100㎡ エ 3階以上の階の床面積の合計 > 100㎡ オ 2階の部分※2の床面積の合計 ≥ 500㎡	
10	事務所その他これに類するもの	地階又は3階以上の階の床面積の合計がそれぞれ100㎡を超えるもの(階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超える建築物に限る。)	
<p>※1 表中の「床面積」は「その用途に供する部分の床面積」をいう。 ※2 当該部分が避難階である場合を除く。 ※3 床面積の合計が2,000㎡で当該部分に避難階を含む場合を除く。 ※4 観覧場：屋外に避難上有効に開放されているものを除く。 ※5 診療所：患者の収容施設があるものに限る。 ※6 児童福祉施設等：政令第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等をいう。 ※7 サ高住等：サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームをいう。</p>			

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当する可否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(2) 建築設備

用途		建築設備※1	
		用途に供する規模等※2 (いずれかに該当するもの)	報告の時期
1	劇場、映画館又は演芸場	ア 床面積の合計 > 200 m ² イ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100 m ² ウ 3階以上の階の床面積の合計 > 100 m ² エ 建築物の階数が3以上で主階が1階以外にあるもののうち、床面積の合計 > 100 m ²	毎年 6月～ 12月 (令和7年度のみ 7月～12月)
2	観覧場※3、公会堂又は集会場	ア 床面積の合計 > 200 m ² イ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100 m ² ウ 3階以上の階の床面積の合計 > 100 m ²	
3	病院、診療所※4、老人ホーム又は児童福祉施設等※5	ア 床面積の合計 > 300 m ² イ 床面積の合計 > 200 m ² で地階の床面積の合計 > 100 m ² ウ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100 m ² エ 3階以上の階の床面積の合計 > 100 m ²	
4	ホテル又は旅館	ア 床面積の合計 > 300 m ² イ 床面積の合計 > 200 m ² で地階の床面積の合計 > 100 m ² ウ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100 m ² エ 3階以上の階の床面積の合計 > 100 m ²	
5	博物館、美術館、図書館、ホーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツ練習場	ア 床面積の合計 > 2,000 m ² イ 床面積の合計 > 200 m ² で地階の床面積の合計 > 100 m ² ウ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100 m ² エ 3階以上の階の床面積の合計 > 100 m ²	
6	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業(物品加工修理業を含む。)を営む店舗	ア 床面積の合計 > 500 m ² イ 床面積の合計 > 200 m ² で地階の床面積の合計 > 100 m ² ウ 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100 m ² エ 3階以上の階の床面積の合計 > 100 m ²	
7	事務所その他これに類するもの	建築物と同様	

※1 建築設備：[換気設備] 政令第112条第21の規定による特定防火設備で、**煙感知器連動ダンパー**を設けたものに限る。

：[排煙設備] 機械排煙に限る。

：[非常用の照明装置] 蓄電池別置型又は自家用発電装置を設けたものに限る。

※2 表中の「床面積」は「その用途に供する部分の床面積」をいう。

※3 観覧場：屋外に避難上有効に開放されているものを除く。

※4 診療所：患者の収容施設があるものに限る。

※5 児童福祉施設等：政令第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等をいう。

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するかどうかを判断し、棟ごとに報告してください。

(3) 防火設備

報告対象	報告の時期
政令第16条第3項第2号に規定される建築物に設けられた、随時閉鎖式の防火設備 (外壁開口部の防火設備、防火ダンパーを除く。)	毎年 6月～12月 (令和7年 度のみ7月 ～12月)

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、それぞれの棟ごとに報告してください。